

## 成田市地球環境保全協定書

成田市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）

は、協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として、環境保全策を推進するにあたり、次の条項により協定を締結する。

（法令の遵守等）

### 第1条

乙は、環境基本法その他環境関連法令を遵守し、この協定に定める事項について誠実に実施するとともに、その他甲の実施する環境保全策に積極的に協力するものとする。

（地球温暖化防止対策）

### 第2条

乙は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、フロン類等の温室効果ガスの大気中への排出を抑制するため、必要な処置を講じるよう努めるものとする。

（環境保全計画）

### 第3条

乙は、環境負荷の低減を図るため、環境保全計画を定めるものとする。

2. 乙は、社員への環境教育を実施し、本計画における取り組みを全従業員が適切に実施できるよう努めるものとする。

3. 乙は、環境保全計画書及びその進捗状況について、甲に報告するものとする。

（省エネルギー対策）

### 第4条

乙は、事業所及び事業所の関連施設内で使用する燃料、電気等のエネルギーの使用削減に努めるものとする。

（低公害車の導入）

### 第5条

乙は、事業活動に使用する自動車から排出される大気汚染物質及び温室効果ガスを削減するため、環境への負荷が少ない自動車（低公害車）の購入及び使用に努めるものとする。

（エコドライブの推進）

### 第6条

乙は、駐停車時における自動車のエンジン停止（アイドリングストップ）、不要な荷物を積まずに走行、計画的な走行及び公共交通機関や自転車の利用促進等のエコドライブに努めるものとする。

（紙類の使用削減）

### 第7条

乙は、紙類の使用削減に努めるとともに再生製品の利用を推進するものとする。

2. 乙は、紙類の再資源化を図るよう分別を徹底するものとする。

（水環境の保全）

### 第8条

乙は、節水、雨水の利用等により水資源の効率的な利用に努めるものとする。

2. 乙は、事業所及び事業所の関連施設内において、雨水の浸透を図ること及び地下水の過剰な汲み上げの抑制等により、地下水の保全に努めるものとする。

（3Rの推進）

### 第9条

乙は、環境負荷の低減を図るため、3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化）に努めるものとする。

# 成田市地球環境保全協定書

(グリーン購入の推進)

## 第10条

乙は、環境への負荷が少ない原材料、部品、製品及び役務の購入に努めるものとする。

(緑化の推進)

## 第11条

乙は、事業所及び事業所の関連施設内の緑化とその維持管理に努めるものとする。

(有害物質等の適正管理)

## 第12条

乙は、人の健康を損なうおそれ又は生活環境に影響を及ぼすおそれのある有害物質等を有する場合は、使用の抑制及び適正な使用・保管を徹底するものとする。

(信義誠実)

## 第13条

甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定における各条項の履行に努めるものとする。

(有効期間)

## 第14条

この協定の有効期間は、                    年3月31日までとする。

2. 前項の有効期間は、乙から辞退の届出がない場合は、更に5年間継続するものとし、以後も同様とする。

3. 第1項の有効期間内において、乙がこの協定に定める内容について、誠実に履行していない等の事由が認められる場合は、本条第1項と2項の規定に係わらず甲はこの協定を解除することができるものとする。

(適用除外)

## 第15条

この協定の各条項に類似する内容の協定を既に甲及び乙の間で締結していたときは、この協定の各条項に関わらず先に締結している協定が優先されるものとする。

(疑義)

## 第16条

この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定について変更を要する必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

協定を締結するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする

年 月 日

甲 成田市花崎町760番地  
成田市  
成田市長

印

乙 (住所)  
(事業者名)  
(代表者名)

印